

1. 官民連携等基盤強化推進事業

【採択基準】

水道事業における官民連携の導入に向けた調査、検討及び計画作成等に関する事業。なお、令和9年度の時限事業とする。

「水の官民連携」を導入するために行う事業については右図のとおりとする。

	コンセッション方式	レベル3.5		
		他分野連携 (特に上下水道 一体)	他地方 公共団体連携 (広域・共同)	下水道もしくは 水道分野のみ
	上限 5千万円	上限 4千万円	上限 2千万円	
導入可能性調査 (FS)	○	○	○	○
資産評価 (デューデリジェンス、DD)	○	○	○	○
実施方針・ 公募資料作成	○	○	○	×
事業者選定	○	○	○	×

2. 水道管路緊急改善事業（補助率 1 / 4、1 / 2 ※離島振興地域及び奄美群島において行う場合のみ）

【事業の概要】

布設後40年以上経過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管、ダクタイト鋳鉄管、鋼管及びポリエチレン管であって、基幹管路（導水管、送水管、配水本管）に布設されている管路の更新事業。ただし、塩化ビニル管、ダクタイト鋳鉄管及び鋼管については、耐震性の低い継手を有するものに限る。

【採択基準】

次のいずれかに該当する事業であること。

- ① 1ヶ月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高い上水道事業者であること。
- ② ①に該当しない上水道事業者であり、1ヶ月に10m³使用した場合の家庭用の水道料金が、毎年度別途通知する平均料金よりも高く、有収密度が毎年度別途通知する平均値より低い上水道事業者であること。
- ③ ①に該当しない上水道事業者であり、給水収益に占める企業債残高（企業債残高／給水収益）が、毎年度別途通知する値よりも高く、料金回収率が100%以上の上水道事業者であること。
- ④ 水道用水供給事業者であること。

ただし、「水の官民連携」導入のために実施する事業について、1から4の条件は付さない。

また、コンセッション方式の交付上限は5億円、レベル3.5の交付上限は1億円とする。